

建築基準法第42条第2項道路判定委員会設置要綱

(平成元年3月16日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区内に存在する細街路(幅員4メートル未満の道)について、建築基準法第42条第2項の規定による道路(以下「2項道路」という。)の判定をするため、建築基準法第42条第2項道路判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 細街路調査(昭和61年から5か年計画で実施した測量調査・基準時実態調査)を行った道の2項道路の判定に関すること。
- (2) 前号以外に判定する必要が生じた道の2項道路の判定に関すること。
- (3) 建築基準法道路の調査に関して必要な指導及び助言。

(構成員等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって、構成する。

2 委員長は、都市整備部長とし、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、都市整備部建築安全課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる職にあるものを充てる。

- (1) 都市整備部建築指導課長
- (2) 同部同課道路調査係長
- (3) 同部同課意匠審査係長
- (4) 同部建築安全課細街路整備係長

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会はこれを構成する委員等の二分の一以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の決定は、出席委員等の合意による。

4 委員長は判定に関して必要があると認めるときは、委員会に関する職員の出席を求め事情を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建築指導課が担当する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は、平成元年3月16日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

